

船舶事故調査報告書

令和3年4月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和2年2月5日 06時50分ごろ
発生場所	青森県深浦町北金ヶ沢漁港北西方沖 大戸瀬埼灯台から真方位326°2.4海里（M）付近 （概位 北緯40°48.0 東経140°01.6）
事故の概要	漁船竜盛丸は、底建網漁業の操業中、船長が負傷した。
事故調査の経過	令和2年2月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	<p>漁船 竜盛丸、6.60トン AM2-5111（漁船登録番号） 個人所有 12.60m（Lr）×2.66m×0.86m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和57年8月1日 （写真1参照）</p>  <p style="text-align: center;">写真1 本船の外観</p>
乗組員等に関する情報	船長 49歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年5月8日

	免許証交付日 平成28年10月5日 (令和4年5月7日まで有効)
死傷者等	重傷 1人(船長)
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 4、視界 良好 海象：波向 北北西、波高 約2m
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、^{そこにてあみ}底建網漁の目的で、令和2年2月5日06時30分ごろ北金ヶ沢漁港北西方沖の漁場に向けて同港を出航した。</p> <p>本船の行う底建網漁は、海底に設置した建網のうち、^{みあみ}身網の両側に取り付けられた^{あげつな}揚網を、それぞれ左舷船首及び左舷船尾のキャプスタンで巻き上げ、海面に浮上した身網を、左舷側から揚げて甲板上を移動させ、右舷側から海面に落として再び海底に設置しながら、身網の下を船体がくぐるようにして身網の袋部分を露出させ、袋部分にたまった魚を収穫するものであった。</p> <p>船長は、漁場に到着し、沈んだ揚網に取り付けた先取りロープ(以下「本件ロープ」という。)を示す浮きを取り、左舷船尾のキャプスタンに本件ロープを下から反時計回りに3巻きし、船尾中央付近に立ち、本件ロープの巻き取りを始めた。</p> <p>船長は、しばらくして本件ロープの3巻き目がずれて1巻き目と2巻き目の間に入り込んだので、本件ロープを強く引けば元に戻ると思い、左手で強く引いたところ、本件ロープが^か噛み込み、巻き取った本件ロープが再び巻き込まれるとともに左手がキャプスタンに引き寄せられ、カッパの左手の袖口が本件ロープとキャプスタンとの間に挟まり、06時50分ごろ左手がキャプスタンに巻き込まれた。(写真2、写真3、写真4 参照)</p>
	 <p>キャプスタン</p> <p>ガイドスタンド</p> <p>写真2 キャプスタン及びガイドスタンド</p>



写真3 通常の状態

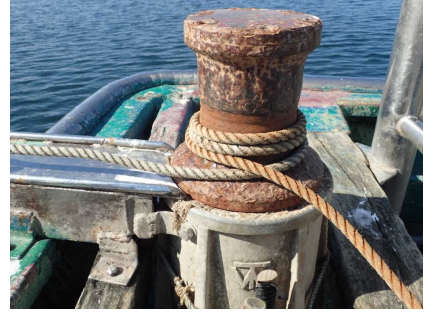


写真4 ずれた状態 (イメージ)

船長は、体ごと1回転してキャプスタンの前方にある網のガイドスタンドに当たって止まり、その際にキャプスタンに巻き付いた本件ロープが緩んでキャプスタンが空転を始めたものの動けずにいたところ、異常に気付いて駆けつけた甲板員によってキャプスタンが停止されて絡んだ本件ロープが切断された後、所属の漁業協同組合の担当者に連絡して本事故の発生を伝え、救急車の要請を依頼した。

本船は、他の乗組員の操船で北金ヶ沢漁港に帰航し、到着後、船長は救急車で病院に搬送され、左上肢挫滅症候群及び左肘頭骨折と診断された。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

あり
なし
なし

本船は、北金ヶ沢漁港北西方沖で操業中、左舷船尾のキャプスタンに巻き付けた本件ロープの巻きがずれた際、船長がキャプスタンを回転させたまま左手でロープを強く引いて直そうとしたことから、本件ロープが噛み込み、巻き取った本件ロープが再び巻き込まれるとともに左手がキャプスタンに引き寄せられ、カッパの左手の袖口が本件ロープとキャプスタンとの間に挟まり、船長の左手がキャプスタンに巻き込まれたものと考えられる。

船長は、本件ロープを強く引けばすぐに巻きのずれは直るものと思い、キャプスタンを回転させたままであったことから、本件ロープが噛み込んだ際に巻き取った本件ロープが再び巻き込まれたものと考えられる。

原因

本事故は、本船が北金ヶ沢漁港北西方沖で操業中、左舷船尾のキャプスタンに巻き付けた本件ロープの巻きがずれた際、船長がキャプスタンを回転させたまま左手で本件ロープを強く引いて直そうとしたため、本件ロープが噛み込み、巻き取ったロープが再び巻き込まれるとともに左手がキャプスタンに引き寄せられて巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。

再発防止策	<p>今後同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・キャプスタン等にロープを巻き付けて使用する際にロープの巻きがずれたりした場合は、一旦キャプスタン等を停止し、ロープを適正に巻き直してから使用すること。
--------------	---

付図1 事故発生場所概略図

